

休学中の学生等を対象とした第二種奨学生の新規採用について（奨学生の推薦）

1. 推薦区分及び採用規模

(1) 推薦区分等

第二種奨学生

- 大学、短期大学の本科生、専攻科生及び別科生
- 専修学校（専門課程）の本科生及び上級学科生
- 高等専門学校 of 本科生及び専攻科生
- 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）、博士・博士後期課程及び博士医・歯・薬（4年制）・獣医学課程の学生

(2) 対象学年

全学年

(3) 推薦対象者の要件

以下の①～④の要件を全て満たす者が対象です。

- ① 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしている者
 - 第一種奨学金の貸与を受けている者は、併用貸与の基準を満たしている必要があります。
- ② 推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていない者
- ③ 2023 年度中に休学し、ボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行っている又は活動を行う予定のある者
 - 推薦時に当該活動を行っていない場合は、定期採用に申し込んでおくことで、今年度中に休学し、当該活動を開始する時に「休学时奨学金継続願」の手続きをすることができます。
 - 申請時において既に活動が終了している者は対象外です。
- ④ 当該休学期間の活動が、「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」など有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

※ 当該要件を大学等が確認した上で推薦

(4) 貸与始期

当該休学期間における活動開始年月（2023 年 4 月～2023 年 9 月）

※ 活動開始年月が 2023 年 3 月以前であっても貸与始期は 2023 年 4 月となります。

※ 活動開始年月が 2023 年 10 月～2024 年 3 月となる者も、本取扱いの対象としますが、二次採用により対応してください。なお、二次採用で推薦される場合、活動開始年月が 2023 年 9 月であっても、貸与始期は 2023 年 10 月となります。

(5) 貸与終期

原則として卒業予定期

※ 当該休学期間における貸与期間は、最大 1 年間です。

貸与始期から 1 年経過後において、引き続き休学する場合は、「休学中奨学金採用願」（後記 4. (1) ①参照）の活動期間及び休学期間に基づき、本機構において休止処理を行います。なお、復学後に復活を希望する場合は、異動手続き（様式1-2）が必要です。

※ 当該休学期間後に卒業予定期が延長となる場合は、当該事由による第二種奨学金貸与期間延長手続きを行うことにより、最大で 1 年間貸与期間を延長することができます。

※ 当該休学による貸与期間は、修業年限経過期間として取扱います。ただし、本取扱いにより休学中に第二種奨学金を貸与する期間については、第一種奨学金及び給付奨学金の修業年限は経過しません。

※ 貸与中に奨学金が不要となった場合は、辞退の手続きが可能です

(6) 貸与奨学金の返還について

本機構の貸与奨学金は、返還の義務があります。そのため、返還時の負担を考慮した適切な貸与月額を選択する等、学生等が返還義務と返還時の負担の程度を十分自覚したうえで奨学金の申請手続を行うようにしてください。

掲載依頼